

令和7年度第1回秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和7年7月14日（月） 午後2時00分～午後3時30分

場 所：議会棟大会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 7名

西 野 大 輔 西野法律事務所（弁護士）

利 部 徳 子 中通総合病院 産婦人科統括科長（医師）

齋 藤 和 樹 秋田県被害者支援連絡協議会会長（公認心理師・臨床心理士）

並 木 里也子 Orbray 株式会社 代表取締役社長

安 部 有 紀 東京警察病院（助産師）

佐 藤 和 人 公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事

古 木 実菜子 秋田市市民相談センター所長

○秋田県

生活環境部長、生活環境部参事、県民生活課長、県民生活課、地域・家庭福祉課、障害福祉課、雇用労働政策課、建築住宅課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総合教育センター、県警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、生活安全企画課、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課、運転免許センター

2 秋田県生活環境部長あいさつ

県では、「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、「犯罪被害者等が、必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指し、各種施策を推進している。

支援のための施策として、県・市町村の総合的対応窓口や警察の相談窓口の設置に加え、学校ではスクールカウンセラーを配置するなど相談体制を強化しているほか、来年度本格運用を目指す「多機関ワンストップサービス」など、関係機関との連携強化により犯罪被害者等に適切な支援が行われるよう取り組んでいる。

また、理解増進のための施策としては、県内3か所において「犯罪被害を考える日」啓発キャンペーンを実施したほか、11月15日には、あきた芸術劇場ミルハスにおいて「犯罪被害者週間『県民のつどい』」を開催する予定であり、犯罪被害者等が置かれた立場について、県民の理解の増進に努めているところである。

今後とも、国や市町村、警察、支援機関、団体等と連携を図りながら、支援施策を推進していくので、皆様には引き続き御協力をお願いする。

本日の会議では、第4次基本計画の実施状況や成果と課題に加え、第5次基本計画の策定スケジュール等について、御審議いただくこととしているので、忌憚のないご意見、ご提言をお願いする。

3 議 事

(1) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の令和6年度実施状況について

犯罪被害者等の現状及び第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画資の令和6年度実施状況を資料に基づき説明。(略)

委員からの質問、意見等はなし。

(2) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題について

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の令和3年度から令和6年度の実施状況を振返り、資料に基づき自己評価及び成果と課題について説明。(略)

西野委員	重点課題1に対する「基本施策2 給付金制度等の充実」の「(3) 司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公的周知」で司法解剖後の遺体搬送費の公費負担件数が記載されているが、令和3年度に30件だったものが、令和6年度には127件と、現計画期間内で約4倍になっている。この要因について、伺いたい。
警務課	司法解剖後の遺体搬送件数そのものが大幅に増加している。これに対応して、ご遺族に制度を確実に教示し運用に努めたことで、公費負担件数も増加したものである。
安部委員	重点課題2に対する「基本施策1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等」に「(5) 性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実」が挙げられており、カウンセリング等実施数が記載されているが、この対象者について伺いたい。 東京都の性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターで支援活動しているが、被害直後の相談だけでなく、過去に受けた被害を思い出してつらい思いをしているという相談を受けることが多い。ただ、その過去の被害について、カバーをしきれていないというところが、現在、東京都のワンストップセンターで話題に上がってきていることから、秋田の現状をお知らせいただきたい。
県民生活課	「(5) 性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実」で記載しているところの数値は、警察本部で実施したカウンセリングであり、被害届を警察に出された被害者の方々が主な対象となっている。今、御質問の中にあつたような過去に受けた被害を思い出してつらい思いをされている被害者の方々の相談は、重点課題4に対する「基本施策1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化」の「(1) 性犯罪被害者等に対する支援の充実」に記載している「あきた性暴力被害者サポートセンター」で対応をしている。

安部委員	重点課題２に対する「基本施策１ 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等」に「（９）産婦人科医による性犯罪被害者に対する適切な対応」が挙げられているが、現在、男性の被害者も増加してきていると思う。現時点で、男性の被害者に対応する医療機関との連携はあるのか。
捜査第一課	男性の被害者に対応する医療機関とのネットワーク構築は、なされていないのが現状である。被害が発生した場合、その被害に対応できる医療機関に協力をお願いして、受け入れていただくことになる。
利部委員	教育庁の性教育の相談員も行っているが、スクールカウンセラーが少ない印象がある。スクールカウンセラーの実数について伺いたい。
義務教育課	令和７年度のデータだが、中学校のカウンセラーは４４名となっている。また、小学校にも対応できるエリアカウンセラーも設置しており、こちらは５２名となっている。カウンセラーの配置時間の増加が望まれているが、カウンセラーの絶対数が少ないうえ、居住地域に偏りがあるといった要因もあり、難しいところである。学校の実情に応じたカウンセラーの配置時間となるよう工夫し、児童生徒の心のケア等の支援を継続していきたい。
齋藤会長	「被害者等支援に関する情報の周知広報のため、様々な情報をウェブサイトに掲載しているが、効果的な掲載となっていない可能性がある」との記載があるが、ウェブサイトの閲覧数などのデータからこのような課題があると判断したのかどうか伺いたい。
県民生活課	ウェブサイトの閲覧数などの数値から判断したものではないが、例えば、「犯罪被害者等支援ハンドブック」には、相談機関一覧が載っているが、ウェブページでは、冊子をＰＤＦ化したものを掲載しており、相談機関を知りたいと検索しても、検索者が求める情報にすぐにアクセスできるような構成ではないと感じている。県の犯罪被害者等支援関連のウェブページでは、こうした構成のものが散見されることから、課題として挙げた。
齋藤会長	一般県民が、被害に遭ってから情報を探すというのは、困難を伴うことだと思う。このため、被害に遭う前から、被害者支援についてどれだけ知ってもらえるか、ということが大事である。学校教育の中で、犯罪被害に遭った時の支援について学ぶ機会があれば、本人が子どものうちに被害に遭っても、大人になって被害に遭っても、また、身の回りの人が被害に遭った時でも、支援について思い出してもらえるのではないかな。学校の教育現場で犯罪被害者等の支援について教える機会を一律に設けるのは難しいかもしれないが、情報の周知の方法について、様々な角度から検討して実施していただければと思う。

古木委員	「犯罪被害者支援大学生ボランティア」について伺いたい。ボランティアの学生の募集方法やその活動内容、また、大学生が参加したことによって啓発活動にどのような成果があったのかを伺いたい。
警務課	県警察では、警務課の犯罪被害者等支援ボランティア、人身安全対策課の大学生少年サポーター、サイバー犯罪対策課のサイバー防犯ボランティアの3つで、大学生ボランティアに活躍してもらっている。ボランティアの募集については、3課が合同で各大学を通じて募集をしている。年度の初めに募集を行い、その年度一杯が活動期間となる。犯罪被害者支援室では、犯罪被害者等の支援に関する研修を受けてもらったり、警察職員とともに「県民のつどい」や犯罪被害者を考える日にあわせた街頭キャンペーンに参加してもらったりしている。活動期間中、職員が学生から力をもらったりすることも多い。また、ボランティア活動を通じて大学生の犯罪被害者等の状況等への理解促進といったことのほかに、自分は犯罪被害に遭わない、加害者にならないといったような意識の醸成にもつながっているように感じている。このボランティア経験から警察官を志望する学生もあり、学生にとっても我々にとってもメリットの多い事業である。

(3) 第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定スケジュール（案）について

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定スケジュール（案）を、資料に基づき説明。（略）

委員からの質問、意見等はなし。

(4) 令和7年度犯罪被害者等支援事業について

今年度の犯罪被害者等支援事業における主な取組について、資料に基づき説明。（略）

並木委員	先ほどから周知広報について取り上げられているが、この視点は非常に重要だと思う。「あきた性暴力被害者サポートセンター」の主な広報の中で、「SNSを活用した周知」を挙げているが、これについて、具体的に教えて欲しい。
県民生活課	県民生活課において、犯罪被害者等支援に関する独自のSNSは開設していないため、県広報広聴課が管理する県全体のSNSを活用した。「X」「LINE」「Instagram」でセンターの活動について紹介をしたところである。
利部委員	「あきた性暴力被害者サポートセンター」の支援内容で、「性暴力被害に伴う処置の助成」の件数と「医療機関への付添支援」の件数について伺いたい。

県民生活課	「性暴力被害に伴う処置の助成」については、制度設置以降、利用のない状況が続いている。また、医療機関への付添支援は、令和6年度に4件、令和5年度に16件、令和4年度に3件あったが、いずれも産婦人科医ではなく、精神科医の通院付添であったと報告を受けている。相談受理件数も低調であるが、こうした支援の活用状況も低調であることから、サポートセンターの各種支援について広報していければ、と考えているところである。
利部委員	女性だけではなく、いろいろな方が性暴力被害に遭われると思う。その被害状況に応じた支援が必要とされると思うので、各種支援を引き続き継続していただきたい。

(以 上)

